

接続約款変更認可申請書

西相制第 122 号
平成 22 年 1 月 13 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

目次

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続

第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 光信号中継回線の接続

第10章 料金等

第7節 割増金、違約金及び延滞利息

第78条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使います。

用語	意味
1～44 (略)	(略)
45 端末回線	次に掲げる電気通信設備と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア 端末設備 イ 自営電気通信設備 ウ 端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
46～72 (略)	(略)
73 DSL回線	DSLを提供する当社の端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。)であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの(回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。)
74～93 (略)	(略)

目次

第3章 協定の締結手続等

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続

第34条の2 一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の3 一般光信号中継回線の接続

第34条の7 特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み

第34条の8 一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査

第34条の9 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み

第34条の10 支障移転等を行う場合の取扱い

第10章 料金等

第7節 割増金、違約金及び延滞利息

第78条の2 一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使います。

用語	意味
1～44 (略)	(略)
45 端末回線	次に掲げる電気通信設備(以下「 <u>端末設備等</u> 」といいます。)と当社の電気通信設備との間の電気通信回線 ア 端末設備 イ 自営電気通信設備 ウ 端末設備又は自営電気通信設備が設置される電気通信回線の終端に相当する箇所において接続される他事業者の電気通信設備
45-2 下部端末回線	端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の当社の電気通信回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まず、電話重畳しないものに限ります。)
45-3 き線点	当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「 <u>メタル配線区域</u> 」といいます。)における配線の起点となるもの
46～72 (略)	(略)
73 DSL回線	DSLを提供する当社の端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。)であって、協定事業者の電気通信設備と接続するもの(回線距離若しくは設備状況、他の電気通信に係る電気通信回線からの信号の漏えい又は端末回線の終端に接続される装置の態様等により、その端末回線の通信の伝送速度が低下又は通信が全く利用できない状態となることがあります。)
74～93 (略)	(略)

94 光信号中継回線	当社の通信用建物(当社が別に定める当社以外の建物を含みます。)間の光信号の伝送に係る伝送路設備(その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。)
95～109 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(1)-3 (略)	(略)
(2)～(4) (略)	(略)
(4)-2 中継光主配線盤	中継光主配線盤(光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8) (略)	(略)

2 (略)

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条及び第34条の4において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合にはその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する提供可能時期とします。)

94 光信号中継回線	当社の通信用建物(当社が別に定める当社以外の建物を含みます。)間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2 一般光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないもの
94-3 特別光信号中継回線	光信号中継回線であって、その区間の両端において当社の波長分割多重装置を対向して設置するもの
94-4 波長分割多重装置	光信号の分割又は多重を行う当社の伝送装置
95～109 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(1)-3 (略)	(略)
(1)-4 <u>き線点近傍の電柱等の端子盤</u>	当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ
(2)～(4) (略)	(略)
(4)-2 <u>一般中継光主配線盤</u>	一般中継光主配線盤(一般光信号中継回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は一般中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)-3 <u>特別中継光主配線盤</u>	特別中継光主配線盤(波長分割多重装置に収容される分波光変換装置(特別光信号中継回線との接続を行うために必要な当社が指定する装置及びその付属設備をいいます。以下同じとします。)に係る当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は特別中継光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(5)～(8) (略)	(略)

2 (略)

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるものに限ります。)を新たに設置して利用することを要望される場合には、その屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る一般光信号中継回線の提供可能時期(第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する提供可能時期とします。)

(10) 接続申込者が指定した利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期に係る特別光信号中継回線の提供可能時期

(11) (略)

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子、光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線及び未利用波長の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては第10条の3第5項に規定する期間、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間、第10号に係るものにあつては6週間とします。)を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 (略)

(1)~(7) (略)

(8) 分波光変換装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の分波光変換装置

(9) 固定無線通信網終端装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する電気通信設備

随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(4) (略)

(5) 分波光変換装置と接続する事業者の場合

接続ビル名及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15-3の設備建設申込書

(10) (略)

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日(当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。)から2週間(前項第4号に係るものにあつては、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)以内に別表3(様式)様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備(光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。)の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から2週間(第2項第4号に係るものにあつては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。)を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であつて、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 (略)

(1)~(7) (略)

(8) 固定無線通信網終端装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する電気通信設備

随時。

3~4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)~(4) (略)

(5) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第 15 - 3の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 (略)

(1) - (2) (略)

(3) (略)

2 - 3 (略)

(個別建設契約の締結)

第 26 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第8号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第 34 条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7 - 2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する

(6) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第 15 - 4の設備建設申込書

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 25 条 (略)

(1) - (2) (略)

(3) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、分波光変換装置が調達できないとき又は既に設置された波長分割多重装置に分波光変換装置が収容できないとき

(4) 分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第 34 条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する申込みと併せて行われた場合において、同項に規定する申込みが同条第2項第1号から第4号のいずれかに該当し不承諾となるとき

(5) (略)

2 - 3 (略)

(個別建設契約の締結)

第 26 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第9号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

2 分波光変換装置に係る個別建設契約については、当社が当該装置に係る費用の概算額を通知した日から1ヶ月以内に締結することを要するものとし、1ヶ月を経過してもなお個別建設契約を締結していない場合には前条第1項の規定により当社が行った承諾は効力を失うものとします。この場合において、接続申込者から個別建設契約を締結する旨の意思表示があったときは、前条第1項各号に定める場合を除いて、当社は、その接続申込者が行った第 23 条に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みを改めて承諾し、その接続申込者と個別建設契約を締結するものとします。

(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第 34 条の2 接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき(第 34 条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する申込みを行う場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第7 - 2の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の提供可能時期(接続する一般光信号中継回線を特定できる場合であって、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、一般中継光主配線盤間に既に設置された一般光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情が

回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がない(光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。)こと。
- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)~(4) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)~(3) (略)

(光信号中継回線の接続)

第34条の3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 (略)

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 (略)

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行うことを要します。当社は、光

あるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が一般光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がない(一般光信号中継回線の敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合を含みます。以下次号において同じとします。)こと。

- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、その利用区間について一般光信号中継回線の敷設計画がないこと。

(3)~(4) (略)

3 (略)

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線の非現用芯線がないため接続開始希望時期までに提供できないこと。

(2)~(3) (略)

(一般光信号中継回線の接続)

第34条の3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 (略)

3 当社が、前条第2項において、接続する一般光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る一般光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その一般光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 (略)

5 当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その一般光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み(接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期(その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。)の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)昼間に実施する旨の申込みを含みます。)を行う

回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

- 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。
- 3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。
- 4～6 (略)
- 7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。
ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。
- 8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)を通知します。
- 9～10 (略)

ことを要します。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

点線下線部分は、西相制第93号により申請中の内容です。

- 2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。
- 3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります。当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。
- 4～6 (略)
- 7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。
ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。
- 8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)を通知します。
- 9～10 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 (略)

(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の7 接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み(接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15-3の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から6週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第5号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1) 接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の非現用波長がないこと(接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線について、非現用波長は存在するものの、その全てについて既に利用予定がある場合を含みます。)

(2) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること(波長分割多重装置の更改又は廃止に支障を及ぼすおそれがあることを含みます。)

(3) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

(4) 第22条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第4号の規定に該当すること。

(5) 前項に規定する申込みに併せて行われた第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する分波光変換装置の設置又は改修の申込みが第25条(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)第1項第1号又は第3号のいずれかに該当し不承諾となること。

3 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から6週間を超えて回答する場合があります。

4 第2項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線を提供できないとき又は接続開始希望時期までに提供できないときは、当社が、書面により次の各号のいずれかに掲げる理由を通知します。

(1) 第2項各号のいずれかに該当するため提供できないこと

(2) 提供可能時期までの期間が接続開始希望時期までの期間を超えるため接続開始希望時期までに提供できないこと

5 接続申込者は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日から12ヶ月が経過する日の

いずれか早い日をもって、特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。

6 当社が第2項に規定する回答を行った後に、接続申込者が第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(第2項の規定により接続の申込みを撤回したものとみなすときを含みます。)は、当社は、第2項に定める未利用波長の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、当該申込みと併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みについて第27条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第3項の規定に基づく中止の申込みがあったものとみなします。

(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)

第34条の8 当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)

第34条の9 当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

2 当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み(第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定するものとします。以下この項において同じとします。)を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第34条の2第2項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。)をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

3 当社が前項に規定する回答(第34条の2第2項に規定する回答を含みます。)を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第1項から第4項の規定によるものとします。

(支障移転等を行う場合の取扱い)

第34条の10 前2条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報となります。したがって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線の敷設状況が変動し、第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)の規定に基づき確認された一般光信号中継回線の異経路構成等が維持できないことがあり、また、前条第3項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続きを行った場合であっても、異経路構成等により一般光信号中継回線を提供できない場合があります。なお、当社は、前2条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対してあらかじめ支障移転等に係る情報を通知するものとします。

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。))又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又は

(当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改)

第36条 当社は、次の各号に規定するところにより、個別管理対象設備(料金表第1表第2(網改造料)1-1表に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアであって、同表中第47欄の伝送路設備利用機能に係る電気通信設備(伝送装置を除きます。))又はソフトウェア以外のものをいいます。以下同じとします。)又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る既存の電気通信設備又はソフトウェアに代えて、当該機能に係る新たな電気通信設備又はソフトウェアを設置若

しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

- (1) (略)
- (2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置若しくは光信号電気信号変換装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者²に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求め(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項又は第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄若しくは第4欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- 2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端

ソフトウェアを設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)します。

- (1) (略)
- (2) その個別管理対象設備が法定耐用年数を経過しているとき又は光信号伝送装置、光信号電気信号変換装置若しくは波長分割多重装置を更改するときは、更改の1年前に協定事業者²に書面により通知します。この場合において、協定事業者と協議の上、当該個別管理対象設備の費用負担の方法等について決定します。

2 前項の規定により当社が波長分割多重装置を更改するときは、当社は当該装置に収容される分波光変換装置について、次条第1項に規定する利用中止の申込み(当該波長分割多重装置の更改と同時に分波光変換装置を利用中止する旨の内容であるものとします。)があったものとみなします。

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求め(以下「一括申込み」といいます。)ができます。この場合において、当社は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないものが含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

(1)～(2) (略)

- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- 2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重

末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3-4 (略)

(工事費の支払義務)

第67条 (略)

2 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要しません。

(1)~(14) (略)

(15) その協定事業者がDSL回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。)、端末回線伝送機能2-1-1-1第5欄又は第7欄に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。)の設置(端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。)の申込みの承諾を受けたとき。

(16)~(20) (略)

(21) その協定事業者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(22)~(31) (略)

(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第78条の2 接続申込者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3(光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2-3 (略)

機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3-4 (略)

(工事費の支払義務)

第67条 (略)

2 (略)

3 協定事業者からの申込みにより光屋内配線に係る工事を行うために当社が当社の係員を派遣したものの、利用者の不在等によりその工事を行うことができなかった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要しません。

(1)~(14) (略)

(15) その協定事業者がDSL回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄に係るものに限ります。)、端末回線伝送機能2-1-1-1第5欄若しくは第7欄に係る回線(以下「端末回線伝送機能の回線」といいます。))又は下部端末回線(端末回線伝送機能2-1-1-1第4-2欄に係るものに限ります。))の設置(端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄に係る回線にあっては、料金額の変更がある場合を含みます。))の申込みの承諾を受けたとき。

(16)~(20) (略)

(21) その協定事業者が、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)、第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)又は第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(22)~(31) (略)

(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第78条の2 接続申込者が、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込み又は保留要望の一部を撤回した場合及び第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。))は、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(一般光信号中継回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。))に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2-3 (略)

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点(当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「メタリック配線区域」といいます。))における配線の起点となる点をいいます。以下同じとします。))の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3～4 (略)

(様式)

第99条の5 (略)

2 第34条の3(光信号中継回線の接続)第5項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3(様式)第7-2、第7-3及び第7-4の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6 (略)

(1) (略)

(2) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数

2～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第10条の2(事前照会)第3項若しくは第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答又は第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)第1項第3号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 各区間における光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数(芯線数は範囲で提供します。)並びに区間距離

(4)～(6) (略)

2 当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第99条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点の位置、電柱番号及びメタリック配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3～4 (略)

(様式)

第99条の5 (略)

2 第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第5項に規定する当社の一般光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表3(様式)第7-2、第7-3及び第7-4の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第99条の6 (略)

(1) (略)

(2) 協定事業者が指定する利用区間に係る光回線設備(光信号分岐端末回線及び特別光信号中継回線を除きます。)の経過年数

2～3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第10条の2(事前照会)第3項若しくは第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答又は第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)第1項第3号の規定に基づき提供する情報において一般光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の一般光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 各区間における一般光信号中継回線の全芯線数及び未利用芯線数(芯線数は範囲で提供します。)並びに区間距離

(4)～(6) (略)

(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線がない区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無

2 当社は、一般光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄又は2 - 1 - 1 - 2 第2欄ア欄に掲げる料金額に2 - 1 - 2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>カ～ツ (略)</p>
(9)～(10) (略)	(略)
(10) - 2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 光信号中継伝送機能の料金については、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</p> <p>イ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 について上記アを適用して算出した料金額に2 - 5 - 3 - 2 第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2 - 5 - 3 - 2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10) - 3～(31) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>2 (料金額) 2 - 1 に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄又は2 - 1 - 1 - 2 第2欄ア欄に掲げる料金額に2 - 1 - 2 第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2 - 1 - 2 第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ～ツ (略)</p> <p>テ 協定事業者が、2 - 1 - 1 - 1 第4 - 2欄に係る機能を利用するときは、<u>当社は、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1 - 4欄において接続を行うために新たに設置するケーブルに係る工事の内容等について協定事業者と事前に協議するものとし、協定事業者は、当該機能に係る料金額とは別に、当該ケーブルに係る費用の支払いを要します。</u></p>
(9)～(10) (略)	(略)
(10) - 2 光信号中継伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、<u>一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離に2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 に掲げる料金額を乗じて適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。</u></p> <p>イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、<u>当該機能を利用する前月末時点のものとし、また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとし、</u></p> <p>ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2 - 5 - 3 - 1 について上記アを適用して算出した料金額又は2 - 5 - 3 - 2 に規定する料金額に2 - 5 - 3 - 3 第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限り、)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2 - 5 - 3 - 3 に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10) - 3～(31) (略)	(略)

- 2 料金額
 2 - 1 端末回線伝送機能
 2 - 1 - 1 基本額
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1)~(4) (略)		(略)	(略)	(略)
(5)~(8) (略)		(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 2 加算額

区分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社が利用者の建物内に設置する屋内配線を利用する場合の加算額	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。	—

- 2 料金額
 2 - 1 端末回線伝送機能
 2 - 1 - 1 基本額
 2 - 1 - 1 - 1 基本料

区分			単位	料金額	備考
(1)~(4) (略)			(略)	(略)	(略)
(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	892円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	892円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	919円	
(5)~(8) (略)			(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 2 加算額

区分	料金額	備考
(1) (略)		
(2) 当社の屋内配線を利用する場合の加算額	ア 既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用する場合	専用サービス契約約款の高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)に限り(ア)を適用して利用する場合	—
	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	184円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	194円
	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	199円

- 2-5 中継伝送機能
- 2-5-1~2-5-2の2 (略)
- 2-5-3 光信号中継伝送機能
- 2-5-3-1 基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
光信号中継伝送機能	光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	(略)	—
		(略)	

- 2-5 中継伝送機能
- 2-5-1~2-5-2の2 (略)
- 2-5-3 光信号中継伝送機能
- 2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	(略)	—
		(略)	

2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料

1波長ごとに月額

区 分	料金額	備 考
特別光信号中継伝送機能	<p>特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線(特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分)をいいます。以下同じとします。)に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。</p> $\begin{matrix} \text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの料金額} \\ = \\ \frac{\begin{matrix} \text{波長分割多重回線の利用料} \times \text{波長分割多重回線の距離} \times \text{波長分割多重回線の回線数} + \text{波長分割多重装置に係る費用} \end{matrix}}{\text{波長分割多重回線に係る利用区間ごとの利用波長数}} \end{matrix}$ <p>ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1(一般光信号中継伝送機能に係る基本料)に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。 イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式)に規定する算出式を用いて算定するものとします。 ウ 利用波長数には、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信号中継回線に係る波長数を含むものとします。</p>	—

2-5-3-2 加算料

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) (略)	(略)	—
	(2) (略)	(略)	

2-5-3-3 加算料

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) (略)	(略)	—
	(2) (略)	(略)	

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	(略)	1回線ごとに月額	(略)	—
(16)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 網改造料

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(60) (略)	(略)	(略)

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	(略)	1回線又は1波長ごとに月額	(略)	—
(16)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	58円	—
(18)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 網改造料

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(60) (略)	(略)	(略)
(62) 波長分割多重装置との接続に係るインタフェース機能	分波光変換装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) 構内伝送路 設備設置工事 費	利用者の建物構内に光信号端末回線と 接続される屋内配線を設置する工事に 要する費用	1工事ごと に	専用サービ ス契約約款 に規定する 工事費に相 当する額	—
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備 収容替工事費	当社が別に定める伝送品 質を満たしている場合に おいて、協定事業者の要 望により光回線設備の芯 線を芯線毎に切替する工 事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 光信号 中継回 線の場合	(略)	(略)
(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供開始後 において、協定事業者の 要望により光回線設備接 続モジュールを取替する 工事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 光信号 中継回 線の場合	(略)	(略)
(31)~(37) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) 構内伝送路 設備設置工事 費	既に設置された当社の屋内配線を光信 号端末回線と一体として利用するため に加工又は延長する工事(第27-2欄 イ欄を適用する工事を除きます。)に要 する費用	1工事ごと に	専用サービ ス契約約款 に規定する 工事費に相 当する額	—
(27)-2 光屋内配 線工事費	光信号分岐 端末回線と 一体として当 社の屋内配 線(主として 一戸建ての 建物に設置 される形態 により設置 されるもの に限ります 。)を設置等 する工事に 要する費用	ア 屋内配線を設置す る場合	1工 事ご とに	平日 昼間 18,703円
			1工 事ご とに	土日 祝日 昼間 21,773円
(27)-2 光屋内配 線工事費	光信号分岐 端末回線と 一体として当 社の屋内配 線(主として 一戸建ての 建物に設置 される形態 により設置 されるもの に限ります 。)を設置等 する工事に 要する費用	イ アを適用する工事に より設置した屋内配 線を利用する協定事 業者からの申込み に基づきその屋内配 線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間 12,167円
			1工 事ご とに	土日 祝日 昼間 14,614円
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備 収容替工事費	当社が別に定める伝送品 質を満たしている場合に おいて、協定事業者の要 望により光回線設備の芯 線を芯線毎に切替する工 事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 一般光 信号中 継回線 の場合	(略)	(略)
(30) 光回線設備 接続モジュール 取替工事費	光回線設備の提供開始後 において、協定事業者の 要望により光回線設備接 続モジュールを取替する 工事に要する費用	ア(略)	(略)	(略)
		イ 一般光 信号中 継回線 の場合	(略)	(略)
(31)~(37) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(15) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備(料金表第1表第1(網使用料)2-1-1-1第6欄ア欄又は2-5-3に規定する機能に限りません。)を設置する場合に要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(17)~(18)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(19)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7)~(9)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(15) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) 光回線設備設置手続費	協定事業者が、光回線設備(料金表第1表第1(網使用料)2-1-1-1第6欄ア欄又は2-5-3に規定する機能に限りません。)を設置する場合に要する費用	1 回 線 又は 1 波長ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(17)~(18) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18)-2 下部端末回線設置手続費	協定事業者が、下部端末回線を設置する場合に要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	—
(19)~(21)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	(略)	(略)	(略)
(23)~(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 一般光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7)~(9)	(略)	(略)	(略)
(11) 特別光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第10号又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	—
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)又は第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	—

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区分	内容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。この場合において、利用者の建物内に既に設置された当社の屋内配線と光信号引込等設備を一体として維持等するときは、2(負担額)第1欄に掲げる負担額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(2) (略)	(略)

2 (略)

第2 (略)

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 適用

区分	内容
(1) 光信号引込等設備維持負担額の適用	2(負担額)第1欄に掲げる負担額については、協定事業者が光信号分岐端末回線との接続を終了した場合において、当社がその光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を維持等するときに適用します。
(2) (略)	(略)

2 (略)

第2 (略)

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。
- 第10条の2第2項第10号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙4に記載し添付すること。

様式第1別紙3

事前照会内容(光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		調査希望芯 線数	光回線設備接 続モジュールにお けるフィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の 通信用 建物名	当社の 通信用 建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		調査希望芯 線数	光回線設備接 続モジュールにお けるフィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の 通信用 建物名	当社の 通信用 建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)

No	区間	波長数 調査希望波長 数	インタフェース 種別	接続開始希望 時期	備考
	~				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2(第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2(第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

4 第10条の2(事前照会)第2項第10号に関する調査結果は、別紙4に記載し添付します。

事前照会回答(光信号中継回線)

No	モード	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間			芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離		ファイバ種別	伝送損失			
				当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別										当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別
可否	理由	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

事前照会回答(一般光信号中継回線)

No	モード	調査実施結果											記事					
		接続開始希望時期での提供		区間			芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離		ファイバ種別	伝送損失			
				当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別										当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別
可否	理由	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

事前照会回答(特別光信号中継回線)

No	調査実施結果											記事					
	接続開始希望時期での提供		区間			波長数		提供可能時期	インタフェース種別	概算額							
			当社	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別						当社		光主配線盤設置フロア	コネクタ種別			
															利用希望波長数	提供可能波長数	
可否	理由	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名	通信用建物名							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
- 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-2(第34条の2第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙

線路設備調査内容(光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		利用 希望 芯線 数	光回線設 備接続モ ジュールに おけるフ ィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当 社 の 通 信 建 物 名	当 社 の 通 信 建 物 名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-2(第34条の2第1項及び第34条の7第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項 / 貴社接続約款第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯/波長
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
記事	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 第37条の5(一括申込み)第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

様式第7-2別紙1

線路設備調査内容(一般光信号中継回線)

No	ル - ト - ド	区間		利用 希望 芯線 数	光回線設 備接続モ ジュールに おけるフ ィルタ利用 の有無	接続開始希望 時期	備考
		当 社 の 通 信 建 物 名	当 社 の 通 信 建 物 名				
		~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7 - 2別紙2

線路設備調査内容(特別光信号中継回線)

No	区間		利用希望波長数	インタフェース種別	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
	~					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 本調査申込みと併せて行われる分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る文書番号等を波長ごとに備考欄に記入すること。

様式第7 - 3(第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯
調査費用	円(消費税については別途申し受けます)
その他	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7 - 3(第34条の2第2項及び第34条の7第2項関係)

線路設備調査回答書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社



年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯/波長
調査費用	円(消費税については別途申し受けます)
その他	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7 - 3別紙

線路設備調査結果(光信号中継回線)

No	ル ー ト ー ド	調査実施結果											記事				
		接続開始希望時期での提供		区間					芯線数		提供可能時期	光回線接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失	
				当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア									コネクタ種別

様式第7 - 3別紙1

線路設備調査結果(一般光信号中継回線)

No	ル ー ト ー ド	調査実施結果											記事				
		接続開始希望時期での提供		区間					芯線数		提供可能時期	光回線接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		距離	ファイバ種別	伝送損失	
				当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア									コネクタ種別

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第7 - 3別紙2

線路設備調査結果(特別光信号中継回線)

No	調査実施結果											記事				
	接続開始希望時期での提供		区間					波長数		提供可能時期	インタフェース種別		概算額			
			当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	利用希望波長数					提供可能波長数		
															可否	理由

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。

3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-5(第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の3(光信号中継回線の接続)第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書(年月日付け第号)について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先
(担当者氏名、電話番号)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5(第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の3(一般光信号中継回線の接続)第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書(年月日付け第号)について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先
(担当者氏名、電話番号)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15-3(第24条第1項第5号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(分波光変換装置と接続する事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 別紙として、接続ビル名、区間ごとの接続開始要望時期、分波光変換装置のインタフェース種別について記載した資料を添付すること。

3 本申込みと併せて行われる線路設備調査及び接続申込みに係る文書番号等及び様式第7-2別紙2に記載される番号を波長ごとに記入すること。

様式第 15 - 3 (第 24 条第 1 項第 5 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(固定無線通信網終端装置と接続する事業者用)

西日本電信電話株式会社

殿

第 号
年 月 日

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 24 条(申込みに必要な資料の提出)第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にはその設置場所(その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。)及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合には接続要望エリア(町丁目で指定することを要します。)、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第 24 - 2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

殿

第 号
年 月 日

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 - 2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 15 - 4 (第 24 条第 1 項第 6 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書
(固定無線通信網終端装置と接続する事業者用)

西日本電信電話株式会社

殿

第 号
年 月 日

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 24 条(申込みに必要な資料の提出)第 1 項第 5 号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にはその設置場所(その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。)及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合には接続要望エリア(町丁目で指定することを要します。)、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第 24 - 2 (第 37 条の 5 第 2 項関係)

一括申込書

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

殿

第 号
年 月 日

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 37 条の 5 (一括申込み) 第 2 項の規定により、一括申込みを行います。

記

1. 申込内容

一括申込みの対象とする申込み	別紙のとおり
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 費用

一括申込みの取扱いに要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 24 - 2 別紙

一括申込みの対象とする申込みの申込番号

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24 - 3 (第 37 条の5第3項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容(提供の可否)	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項又は第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容(調査費用を含みます。)については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

別表4 違約金

第1 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第 34 条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

2 第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の調査の申込み又は第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項に規定する線路設備調査の申込みにあたって当社が付与した申込番号を記入すること。

様式第 24 - 3 (第 37 条の5第3項関係)

一括申込みに係る回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号により申し込まれた一括申込みについて、下記のとおり回答いたします。

記

一括申込みに係る回答の内容(提供の可否)	
一括申込みの取扱いに係る手数料	

注1 一括申込みに係る回答の内容が提供できない旨のものである場合は、この回答をもって第 10 条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項又は第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項に規定する理由の通知を行ったものとします。
2 一括申込みの対象とする各申込みに対する上記以外の回答内容(調査費用を含みます。)については、様式第4又は様式第7-3によるものとします。

別表4 違約金

第1 一般光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第 34 条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の一般光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第 78 条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施後は、その実施前から締結している協定において「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-1(基本料)」が規定されている場合には、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-1(一般光信号中継伝送機能に係る基本料)」と、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-2(加算料)」が規定されている場合には、「料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-5(中継伝送機能)2-5-3(光信号中継伝送機能)2-5-3-3(加算料)」と、それぞれ読み替えて適用することとします。

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件 第1節 形態1-1 ~ 第4節の4 形態1-7 (略)</p> <p>第5節 形態2 ~ 第25節 形態13 (略)</p> <p>第26節 形態14 ~ 第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表 1 ~ 24.9 (略)</p> <p>25.1 ~ 25.2 (略)</p> <p>25.3 光信号回線接続インタフェース仕様(光信号中継回線用インタフェース)</p> <p>26 ~ 38 (略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件 第1節 形態1-1 ~ 第4節の4 形態1-7 (略)</p> <p><u>第4節の5 形態1-8</u> <u>第16条の11 網構成</u> <u>第16条の12 インタフェース仕様</u> <u>第16条の13 その他接続に必要な事項</u></p> <p>第5節 形態2 ~ 第25節 形態13 (略)</p> <p><u>第25節の2 形態13-2</u> <u>第109条の2 網構成</u> <u>第109条の3 インタフェース仕様</u> <u>第109条の4 その他接続に必要な事項</u></p> <p>第26節 形態14 ~ 第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表 1 ~ 24.9 (略)</p> <p><u>24.10 DSLインタフェース仕様(FTTNインタフェース)</u> 25.1 ~ 25.2 (略)</p> <p>25.3 光信号回線接続インタフェース仕様(<u>一般光信号中継回線接続インタフェース</u>)</p> <p><u>25.4 光信号回線接続インタフェース仕様(特別光信号中継回線接続インタフェース)</u></p> <p>26 ~ 38 (略)</p>

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(89) 光信号中継回線接続	光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(略)	(略)
(91) 光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(89) <u>一般</u> 光信号中継回線接続	<u>一般</u> 光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める <u>一般</u> 中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(略)	(略)
(91) <u>一般</u> 光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が <u>一般</u> 光信号中継回線接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(106) 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース	協定事業者が中継局イーサネットスイッチと接続する時に適用するインタフェース種別
(107) き線点近傍の電柱等の端子盤接続	下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側端子において接続する形態
(108) き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース	協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤において接続する時に適用するインタフェース種別
(109) 特別光信号中継回線接続	特別光信号中継回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める特別中継光主配線盤の他事業者側端子において接続する形態
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1)-3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第24節に規定するところによります。
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第2章第5節、第5節の3、第5節の4、第5節の5に規定するところによります。
(略)	(略)
(4)-2 中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、第20節に規定するところによります。
(略)	(略)
2 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1)-3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第24節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(4)-2 中継光主配線盤の他事業者側端子	光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第25節に、光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号中継回線の技術的条件と光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。

(標準的な接続箇所と技術的条件)	
第2条 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1)-3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第24節に規定するところによります。
(1)-4 き線点近傍の電柱等の端子盤	技術的条件集第2章第4節の5に規定するところによります。
(2) 端末回線を収容する伝送装置	技術的条件集第2章第5節、第5節の3、第5節の4、第5節の5に規定するところによります。
(略)	(略)
(4)-2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節に規定するところによります。
(4)-3 特別中継光主配線盤の他事業者側端子	技術的条件集第2章第25節の2に規定するところによります。
(5) 専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第2章第16節、第16節の2、第19節、第20節に規定するところによります。
(略)	(略)
2 (略)	
標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(1)-3 加入者光主配線盤の他事業者側端子	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第24節に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、 <u>第25節の2</u> 、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(4)-2 一般中継光主配線盤の他事業者側端子	<u>一般</u> 光信号中継回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第25節に、 <u>一般</u> 光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、 <u>第25節の2</u> 、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、 <u>一般</u> 光信号中継回線の技術的条件と <u>一般</u> 光信号中継回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。

(相互接続呼の接続条件)
第3条 (略)

(相互接続呼の接続条件)
第3条 (略)

第4節の5 形態1 - 8

(網構成)

第16条の11 当社の端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第16条の12 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表24.10に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 当社の光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 当社の一般光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(略)

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2

(網構成)

第 109 条の 2 当社の特別光信号中継回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 25.4 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インタフェース	
	(略)	形態 1-7 (IP通信網 ISP接続 用ルータ接 続インタフ ェース)
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号		
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号		

(2/6) ~ (4/6) (略)

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線線端接続インタフェース		
	(略)	形態 1-7 (IP通信網 ISP接続 用ルータ接 続インタフ ェース)	形態 1-8 (<u>き線点近傍 の電柱等の 端子盤接続 インタフ ェース(DSL 用インタフ ェース)</u>)
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(略)	<u>(分類によ らない)</u>
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号			
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号			
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号			

(2/6) ~ (4/6) (略)

(5/6)

接続番号	インタフェース種別	光信号中継 回線接続イ ンタフェー ス	IP 通信網 I S P 接 続用ルー タ接続イ ンタフェ ース	収容局ルー タ接続イ ンタフェ ース
	(略)			
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(分類に よらない)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号				
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号				
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号				
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号				
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号				
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号				
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号				
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号				

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件
(略)

(5/6)

接続番号	インタフェース種別	一般光信号 中継回線接 続インタフ ェース	特別光信号 中継回線接 続インタフ ェース	IP 通信網 I S P 接 続用ルー タ接続イ ンタフェ ース	収容局ルー タ接続イ ンタフェ ース
	(略)				
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(分類に よらない)	(分類に よらない)	(略)	(略)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号					
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号					
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号					
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号					
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号					
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号					
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号					
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号					

(6/6) (略)

2. サービス番号への接続条件
(略)

技術的条件集別表 2.4.1.0 DSL インタフェース仕様 (FTTR インタフェース)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル
2	コネクタ	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する

技術的条件集別表 2 5 . 3 光信号回線接続インタフェース仕様(光信号中継回線用インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 2 5 . 3 光信号回線接続インタフェース仕様(一般光信号中継回線接続インタフェース)

(略)

技術的条件集別表 2 5 . 4 光信号回線接続インタフェース仕様 (特別光信号中継回線
接続インタフェース)

【参照規格一覧】

- [1] IEEE Std 802.3-2005:Carrier sense multiple access with collision detection (CSMA/CD) access method and physical layer specifications
- [2] TTC 標準 JT-G707 第 7 版 (2006.11.27) 同期デジタルハイアラキーの N N I
- [3] TTC 標準 JT-G783 第 3 版 (2001.4.19) SDH 多重変換装置の警報系・切替系の動作
- [4] TTC 標準 JT-G825 第 2 版 (2004.4.20) SDH 網のジッタ・ワンド規定
- [5] ITU-T 勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks (SEC)
- [6] ITU-T 勧告 G.958 (11/94) Digital line systems based on the synchronous digital hierarchy for use on optical fibre cables
- [7] Telcordia GR-253-CORE issue3 September 2000
- [8] JIS C 5973:F04 Type connectors for optical fiber cable
- [9] JIS C 6835:Silica glass single-mode optical fiber
- [10] JIS C 6832:Silica glass multi-mode optical fiber

1. インタフェース規定点と責任分界点

1.1 インタフェース規定点

本インタフェースのインタフェース規定点は図1-1または図1-2のとおりとする。

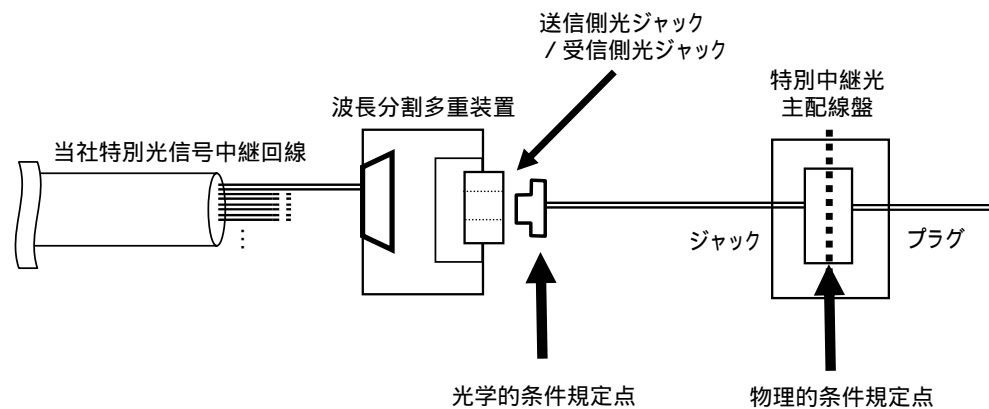


図1-1 インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用しない場合）

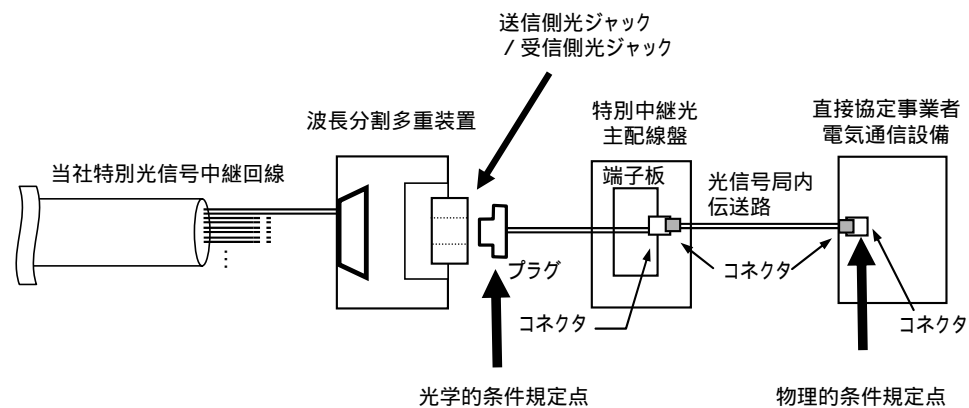


図1-2 インタフェース規定点（直接協定事業者が当社光信号局内伝送路を利用する場合）

1.2 責任分界点

本規定における責任分界点を図1-3に示す。

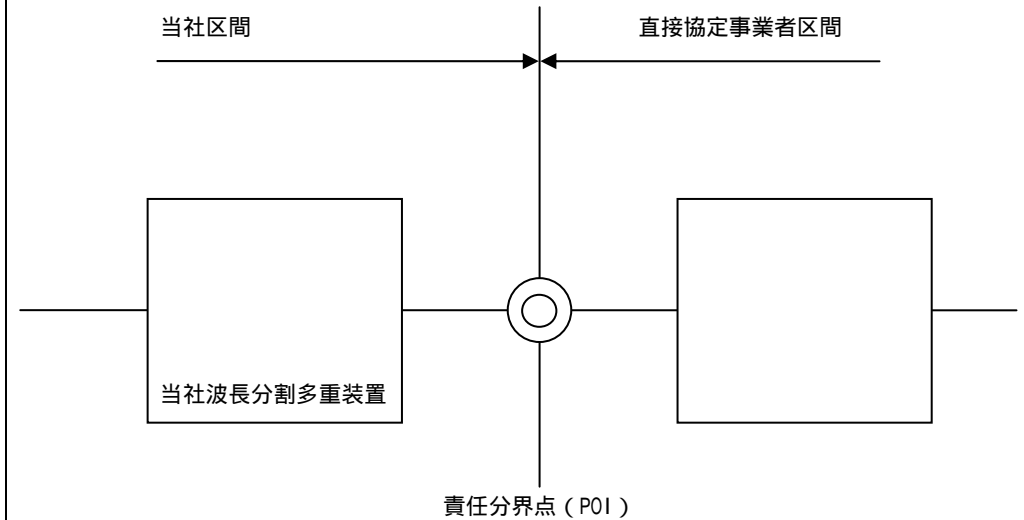


図 1-3 責任分界点

2. インタフェース仕様

接続に使用可能な IF 種別としては、以下の IF 種別をサポートする。各 IF 種別はレイヤ 2 に Ethernet インタフェース利用するもの、SDH/SONET インタフェースを利用するものとして分類される。サポートする IF 種別を以下に示す。

Ethernet インタフェース : 1000BASE-SX、1000BASE-LX、10GBASE-LR、10GBASE-ER

SDH/SONET インタフェース : STM-64、OC-192

2.1 Ethernet インタフェース仕様

2.1.1 物理的条件

物理層のインタフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR、10GBASE-ER、

1000BASE-SX、1000BASE-LX に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。

なお、当社波長分割多重装置は、リンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とするため、本インタフェースにおける故障発生時に、当該装置、及び当該装置と対向する波長分割多重装置のクライアント側インタフェースにおいて光送出を停止する場合があります。

2.1.1.1 ケーブル

光ケーブルは、10GBASE-LR、10GBASE-ER、1000BASE-LXの場合、JIS C 6835規格のシングルモード光ファイバ（2芯）を使用することとし、1000BASE-SXの場合はJIS C 6832規格のマルチモード光ファイバ（2芯）を使用することとする。

2.1.1.2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

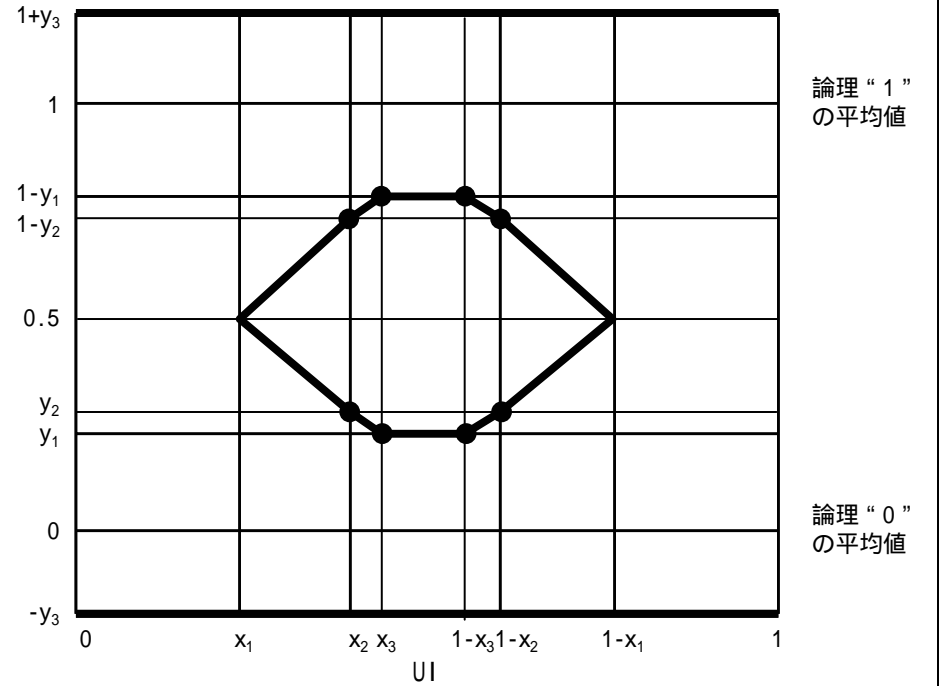
2.1.2 光学的条件

2.1.2.1 10Gbit/s インタフェース

10GBASE-LR、及び 10GBASE-ER の光学的条件を表 2-1、及び図 2-1 に示す。詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 52 章を参照のこと。

表 2-1 10GBASE-LR/ER の主な光学的条件

項目	単位	10GBASE-LR	10GBASE-ER
インタフェース速度	GBd	10.3125	10.3125
信号速度偏差（最大）	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	1260～1355	1530～1565
平均送出レベル	dBm	-8.2～0.5	-4.7～4.0
平均受信レベル	dBm	-12.6～0.5	-14.1～-1.0
消光比（最小）	dB	3.5	3.0
符号化形式		64B / 66B	
送信光パルスマスク		図 2-1 参照	



適用範囲：10GBASE-LR/ER
 測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次低パスフィルタ

	GbE
x_1	0.25
x_2	0.40
x_3	0.45
y_1	0.25
y_2	0.28
y_3	0.40

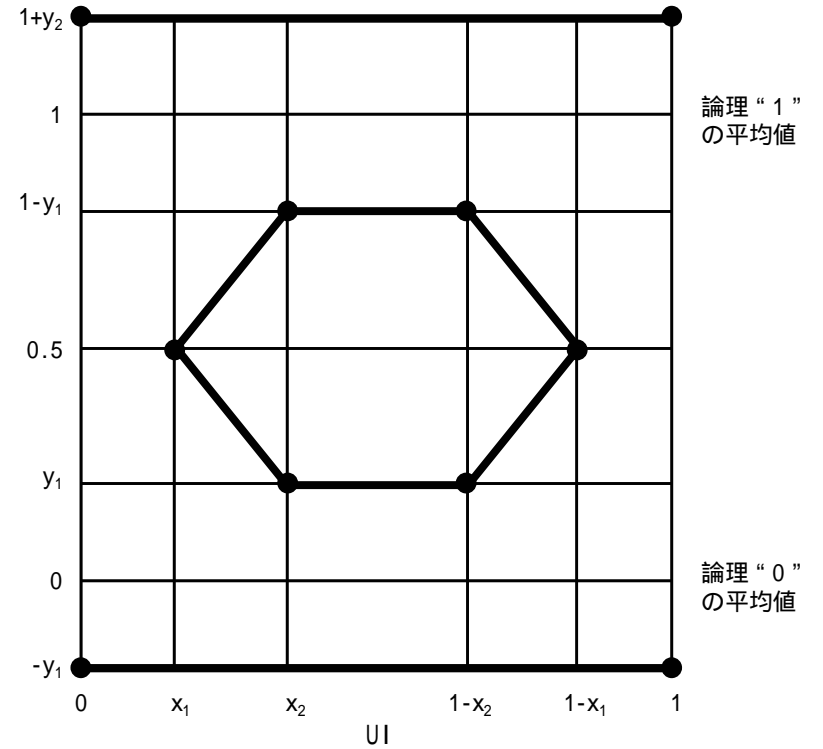
図2-1 光パルスマスク (10GBASE-LR/ER)

2.1.2.2 1Gbit/sインタフェース

1000BASE-SX、及び 1000BASE-LX の光学的条件を表 2-2、及び図 2-2 に示す。
詳細仕様は、IEEE802.3 規格の第 38 章を参照のこと。

表 2-2 1000BASE-SX/LX の光学的条件

項目	単位	1000BASE-SX	1000BASE-LX
インタフェース速度	Gb/s	1.25	1.25
信号速度偏差(最大)	ppm	±100	±100
発振中心波長	nm	770 ~ 860	1270 ~ 1355
平均送出レベル	dBm	-9.5 ~ ±0	-11.0 ~ -3.0
平均受信レベル	dBm	-17 ~ ±0	-19.0 ~ -3.0
消光比(最小)	dB	9.0	9.0
符号化形式		8B / 10B	
送信光パルスマスク		図 2-2 を参照	



適用範囲：1000BASE-SX/LX

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トロンフィルタ

	GbE
x_1	0.22
x_2	0.375
y_1	0.20
y_2	0.30

図2-2 光パルスマスク (1000BASE-SX/LX)

2.1.3 論理的条件

データリンク層仕様は IEEE 802.3 に準拠する。
フレームフォーマットを図 2-3 に示す。

プリアンブル	SFD	宛先アドレス	送信元アドレス	LLC データのフレーム長	LLC データ	パディング	FCS
(7)	(1)	(6)	(6)	(2)	(46 ~ 1500)		(4)

図 2-3 フレームフォーマット

2.1.4 その他の詳細仕様

本インタフェースに適用するギガビット Ethernet の規格としての IEEE Std 802.3 に規定される機能のうち、Clause 37 に規定されている Auto-Negotiation については、原則 disable 設定とし、Full Duplex 固定設定にて直接協定事業者は当社の装置と接続することとする。

その他、実際の相互接続時に使用する機能や設定等の詳細仕様については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定の上、別に定めることとする。

2.1.5 接続に係る留意事項

直接協定事業者の電気通信設備と当社の波長分割多重装置間の周波数偏差や当社区間の装置構成により、フレームが廃棄されたり、IFG が 12 words 未満になる場合があります。

2.2 SDH/SONET インタフェース仕様

2.2.1 物理的条件

2.2.1.1 ケーブル

光ケーブルは、JIS C 6835 SSMA-9.3/125 準拠のシングルモード光ファイバを使用する。

2.2.1.2 コネクタ

光コネクタは、JIS C 5973 規格の SC コネクタを使用する。

プラグは B 等級以上（マスタプラグ接続時の挿入損失が 0.7dB 以下）、接続時の反射減衰量は 22dB 以上とする。

2.2.2 光学的条件

2.2.2.1 10Gbit/s インタフェース

2.2.2.1.1 STM-64(I-64.1)/OC-192 (SR-1)

光パラメータ条件を表 2-3、及び図 2-4 に示す。

2.2.2.1.2 STM-64(I-64.2)/OC-192(SR-2)

光パラメータ条件を表 2-4、及び図 2-4 に示す。

2.2.2.1.3 STM-64(S-64.2b)/OC-192(IR-2)

光パラメータ条件を表 2-5、及び図 2-4 に示す。

表 2-3 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (I-64.1/SR-1)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		I-64.1/SR-1
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1290 ~ 1330
符号誤り率		1×10^{-12} 以下
平均送出レベル	dBm	-6 ~ -1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	6 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-11 以下
減衰量範囲	dB	0 ~ 4
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	1 以下

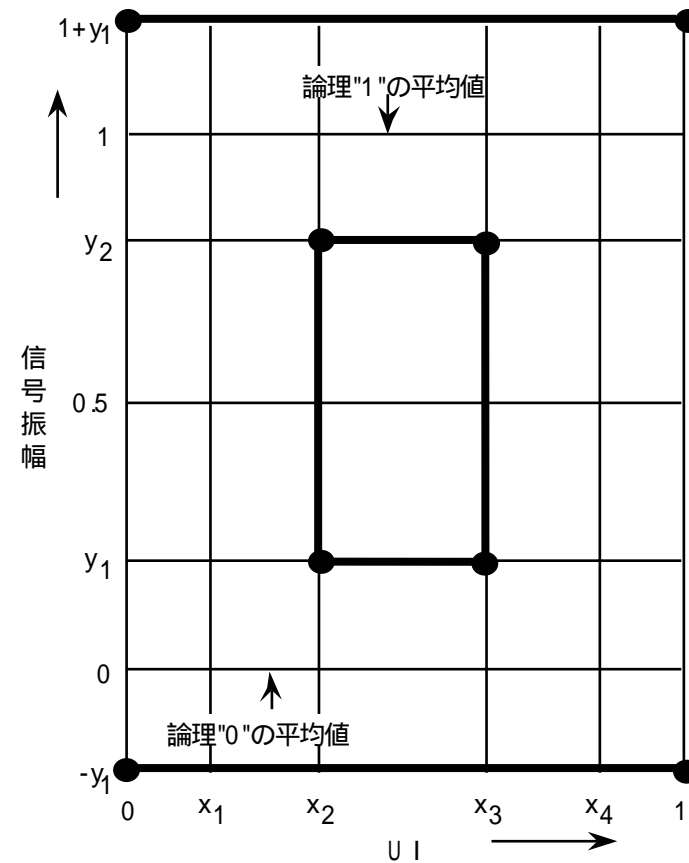
表 2-4 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (I-64.2/SR-2)

項目	単位	規格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		I-64.2/SR-2
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光

波長範囲	nm	1530 ~ 1565
符号誤り率		1×10^{-12} 以下
平均送出レベル	dBm	-5 ~ -1
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	0 ~ 7
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下

表 2-5 STM-64/OC-192 の主な光学的条件 (S-64.2b/IR-2)

項目	単位	規 格
インタフェース速度	Mbit/s	9953.280 (STM-64/OC-192)
適用伝送路コード		S-64.2b/IR-2
伝送符号		スクランブルド 2 値、NRZ
発光条件		正論理：論理"1"は発光、論理"0"は非発光
波長範囲	nm	1530 ~ 1565
符号誤り率		1×10^{-12} 以下
平均送出レベル	dBm	-1 ~ 2
送信光パルスマスク		図 2-4 参照
消光比	dB	8.2 以上
最大受光レベル (平均値)	dBm	-1 以上
最小受光レベル (平均値)	dBm	-14 以下
減衰量範囲	dB	3 ~ 11
光源		SLM
最大光路ペナルティ	dB	2 以下



適用範囲：I-64.1/SR-1、I-64.2/SR-2、S-64.2b/IR-2
 測定条件：f-3dB が伝送ビットレート×0.75 の4次トランソフィルタ

	STM-64/OC-192
$x_3 - x_2$	0.2
y_1 / y_2	0.25/0.75

図 2-4 光パルスマスク (STM-64/OC-192)

2.2.3 ジッタ耐力

STM-64 のジッタ耐力は JT-G825 に準拠し、OC-192 のジッタ耐力は Telcordia GR-253-CORE issue3 に準拠する。

2.2.4 論理的条件

2.2.4.1 STM-64 信号

本インタフェースに適用される多重化構造は TTC 標準 JT-G707 に準拠する。

2.2.4.1.1 フレームフォーマット

STM-64 信号のフレームフォーマットを図 2-5 に示す。

2.2.4.1.2 オーバヘッドバイトの定義

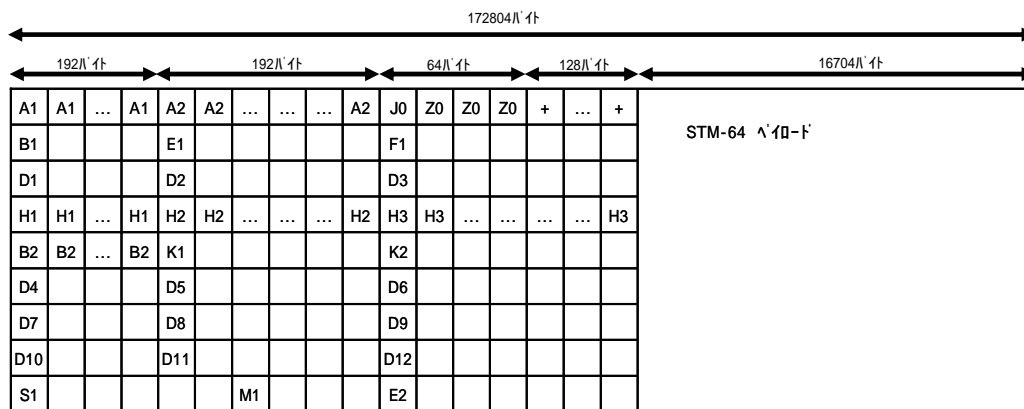
本インタフェースに使用するセクションオーバヘッドバイトの定義を表 2-5 に示す。

2.2.4.1.3 フレーム同期方式

STM-64 信号のフレーム同期方式を表 2-6 に示す。

2.2.4.1.4 S1 バイト処理条件

S1 バイト (同期状態メッセージ) の送受信条件を表 2-7, 2-8 に示す。



□ = 未使用バイト(ALL"1")

⊕ = "10101010"

... = 同左

図 2-5 STM- 64 信号のフレームフォーマット

表 2-6 セクションオーバーヘッドバイトの定義

	記号	用途	内容
セクション 管理情報 (SOH)	A1, A2	フレーム同期	A1 : “ 11110110 ” , A2 : “ 00101000 ”
	J0	中継セクショントレース (未使用)	送信 : “ 00000001 ” (図 2-6 参照) 受信 : 無視
	Z0	予備 (未使用)	送信 : STM 識別子 (図 2-6 参照) 受信 : 無視
	B1	中継セクションの誤り監視	前フレームの全ビットの BIP-8 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	E1	中継セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信号、 または未使用 (送信 : “ 11111111 ”、受 信 : 無視)
	F1	中継セクションの故障特定	故障検出中間中継器番号と 検出警報 TTC 標準 JT-G783 付属資料 A に準拠
	D1 ~ D3	中継セクションのデータ通信	192kbit/s のデータ信号、ま たは未使用 (送信 : “ 11111111 ”、受 信 : 無視)
	B2	端局セクションの誤り監視 (BIP-24N)	前フレームの第一行から 3 行の SOH を除く全ビットの BIP-24N 演算結果 TTC 標準 JT-G707 準拠
	K1, K2 (b1-b5)	端局セクション切替系の制御	切替動作は TTC 標準 JT-G783 6 章 予備切替 (1+1) のプロトコル、コマ ンド、操作 に準拠
	K2 (b6-b8)	端局セクション状態の転送	正常 : “ 000 ”、RDI : “ 110 ”、 AIS : “ 111 ” TTC 標準 JT-G783 準拠

		D4-D12	端局セクションのデータ通信	576kbit/s のデータ信号、または未使用 (送信：“11111111”、 受信：無視)
		S1	同期状態メッセージ	未使用時 送信：“11111111” (1 バイト目の S1 は、 “11110001” 及び “11110010” を送信する 場合がある) 受信：無視 (“11111111” 以外を受信した場合は当 社側で警報を発生する場 合がある) ・同期状態メッセージと して使用する場合は、表 2-8、2-9 に示す
		M1	端局セクションの対局誤り表示 (MS-REI)	対局の B2 演算結果の表 示 TTC 標準 JT-G707 準拠
		E2	端局セクションのオーダワイヤ	64kbit/s PCM の音声信 号、または未使用 (送信：“11111111”、 受信：無視)
	A U ポインタ	H1, H2	VC-4 先頭位相指示 正負スタッフ指示	VC-4 先頭位置, スタッフ 制御等 TTC 標準 JT-G707 / JT-G783 準拠
		H3	負スタッフ用バイト	負スタッフ時、パイロ ード収容 TTC 標準 JT-G707 準拠

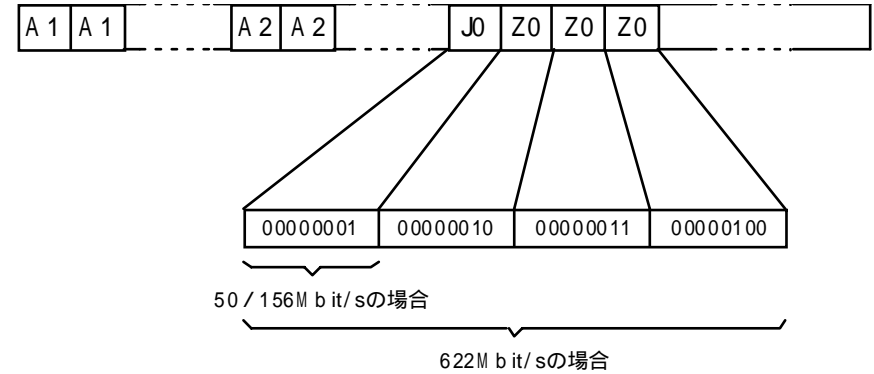


図 2-6 STM 識別子の定義

表 2-7 フレーム同期方式

フレーム同期 パターン	パターン探索法 パターン照合法	フレーム同期保護 (注1,2)
A1=(11110110) A2=(00101000)	・1ビット即時シフト方式(注3) ・A1, A2以外の32ビット同時照合 方式	・リセット方式 ・前方保護: 5段 ・後方保護: 2段

注 1 . 前方 5 段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5 回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ることをいう。

注 2 . 後方 2 段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、2 回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。

注 3 . 1 ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式でもよい。

表 2-8 同期状態メッセージの送信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明 (既存の同期網)
1011	SDH 装置同期出力 (SEC) (但し、入力ファレンスにロック している場合はのぞく)

(注 1) S1 バイト (b1-b4) は未使用 (送信: S1 ('b1,b2,b3,b4') = '1111')

表 2-9 同期状態メッセージの受信条件

S1 バイト (b5-b8)	SDH 同期品質レベル
0000	品質不明 (既存の同期網)
1011	SDH 装置同期出力 (SEC) (但し、入力ファレンスにロック している場合はのぞく)

(注 1) S1 バイト (b1-b4) については、未使用 (受信: 無視) とする。

2.2.4.1.5 警報インタフェース条件

2.2.4.1.5.1 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表 2-9 に示す。

2.2.4.1.5.2 警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図 2-7 に示す。

2.2.4.1.6 ポインタ処理条件

本インタフェースにおけるポインタ処理条件は TTC 標準 JT-G707/JT-G783 に準拠する。

表 2-10 警報検出解除条件 (1 / 3)

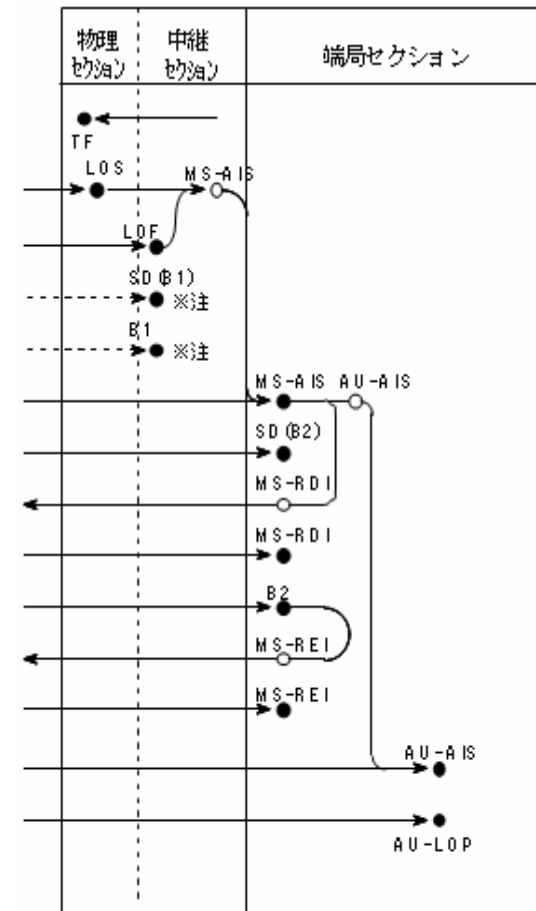
レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
物理	LOS	-----	-----	光入力断	光入力回復
セクション	TF	-----	-----	光出力断	光出力回復
中継器	OOF	-----	-----	フレーム同期はずれ	フレーム同期復帰後
セクション				前方保護 4 - 5 段	方保護 2 段
中継器	LOF	-----	-----	OOF の 0 ~ 3m 秒継続	OOF 解除状態の 0 ~ 3m 秒継続
セクション	RS-BIP Error	-----	-----	デスクランブル前の STM-N の全ビットに対する BIP-8 演算結果とデスクランブル後の次フレームの B1 との不一致	1 フレーム毎に解除
	SD(B1)	-----	-----	B1 により検出した誤り率が、10 の -5 乗以上で発出	B1 により検出した誤り率が、10 の -6 乗以下で解除
	MS-AIS	LOS、LOF を検出後、スクランブル前の STM-N (RSOH を除く) に All "1" を送出	LOS、LOF を解除後に解除	-----	-----

表 2-10 警報検出解除条件 (2 / 3)

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
端局 セクション	MS-AIS	-----	-----	デスクランブル後の K2のb6-b8="111"を3 ~5回連続受信	デスクランブル後の K2のb6-b8 "111"を3 ~5回連続受信
	MS-BIP Error	-----	-----	デスクランブル後の STM-Nの全ビット(SOH の第1-3を除く)に対 するBIP-24×N演算結 果とデスクランブル 後の次フレームのB2 ×3Nとの不一致	1フレーム毎に解除
	SD(B2)	-----	-----	B2により検出した誤 り率が、10の-5乗以 上で発出	B2により検出した誤 り率が、10の-6乗以 下で解除
	MS-RDI	MS-AIS検出時 にスクラン ブル前のSTM-N のK2のb6-b8 ="110"を送 出SD(B2)検出 時は送しな い	MS-AIS回復時 に送出解除	デスクランブル後の K2バイトのbit 6-8= "110"を3~10フレ ーム連続受信	デスクランブル後の K2バイトのbit 6-8 ="110"を3~10フレ ーム連続受信
	MS-REI	B2不一致時、 M1にB2の演 算結果を送 出。	1フレーム毎 に解除。	M1を検出	1フレーム毎に解除
	AU-AIS	MS-AISを検出 後にスクラン ブル前の全AU の全ビット All "1"を送出 (AUポインタ を含む)	MS-AIS回復時 に送出解除	-----	-----
	AU-LOP	-----	-----	TTC標準JT-G783参照	TTC標準JT-G783参照

表 2-10 警報検出解除条件 (3 / 3)

レイヤ	警報項目	送出方法	送出解除条件	警報検出条件	警報解除条件
	AU-AIS	AU-LOP 検出時に AU の全ビット All"1" を送出 (AU ポインタを含む、SOH は正常)	AU-LOP 回復時に送出解除	TTC 標準 JT-G783 参照	TTC 標準 JT-G783 参照
	TU-AIS	AU-LOP、AU-AIS 検出時に TU の全ビット All"1" を送出 (TU ポインタを含む、SOH は正常)	AU-LOP、AU-AIS 回復時に送出解除	-----	-----



● : 検出 ○ : 生成

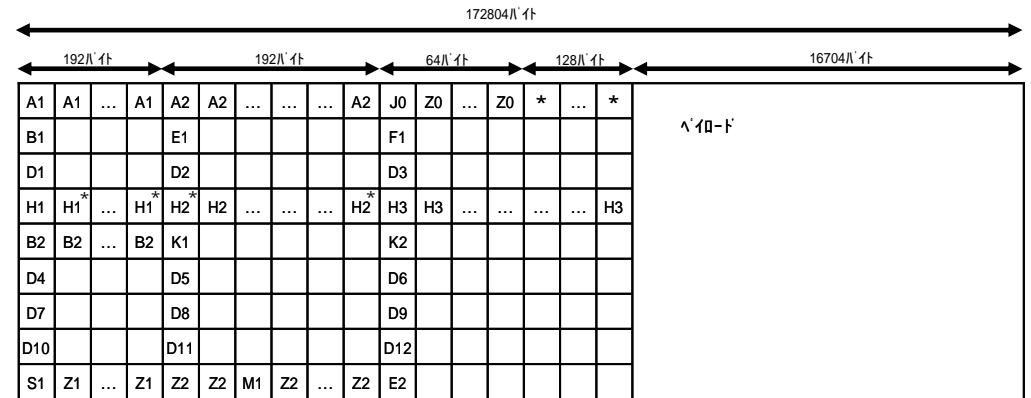
※注: B1とSD (B1)の検出はオプション

図 2-7 警報転送機能

2.2.1.5.2 OC-192 信号

本インタフェースに適用される論理的条件は、Telecodia GR-253-CORE に準拠する。

フレームフォーマットを図 2-8 に示す。



- = 未使用ビット(ALL"0")
- * = 同符号が連続しないこと
- ... = 同左

STS-3c/12c/48cビットの場合、それぞれ最初のビット以外の残りのビットについてのビット割付を以下に示す
 H1* = 1001xx11 x:未定義ビット
 H2* = 11111111

図2-8 OC-192信号のフレームフォーマット

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. インタフェース規定点

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 - 6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3 - 3、形態 4 - 6、形態 5、形態 5 - 2、形態 6 - 2、形態 6 - 3、形態 1 4、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835 に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. インタフェース規定点

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1 - 6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3 - 3、形態 4 - 6、形態 5、形態 5 - 2、形態 6 - 2、形態 6 - 3、 <u>形態 1 3 - 2</u> 、形態 1 4、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835 に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)